

審査事務規程の一部改正について（第 64 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、UN R175 に規定された要件に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならないことを規定します。[6-10 の 2、7-10 の 2、8-10 の 2]
 - 自動車の運転者席に視界内表示投影装置を備える場合には、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、UN R176 に規定された要件に適合しなければならないことを規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - 農耕トラクタの運転者席及びこれと並列の座席には座席ベルトを備えなければならないことを規定します。[6-44、7-44]
 - 大型特殊自動車に備える灯火器、反射器及び後写鏡にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示すること等を条件として、脱着式とすることができることを規定します。[6-106 他]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

- ① 自動車型式認証実施要領別添 1 第 18 及び共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領第 17 の「自動車の検査時に必要な情報」の内容及びその受領方法等を明示します。[2-7]

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 7 年 1 月 10 日国土交通省令第 1 号、令和 7 年 2 月 28 日国土交通省令第 9 号、令和 7 年 6 月 17 日国土交通省令第 68 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和 7 年 1 月 10 日国土交通省告示第 12 号、令和 7 年 2 月 28 日国土交通省告示第 155 号、令和 7 年 6 月 17 日国土交通省告示第 469 号）

3. 施行日

令和 7 年 7 月 31 日